

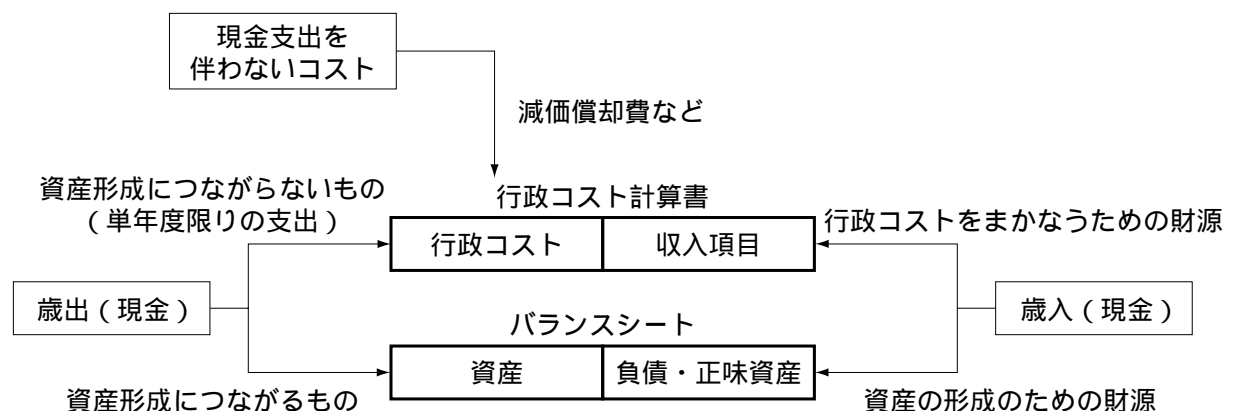
第3 企業会計的手法を用いた財政状況の分析について 〔本県の行政コスト計算書とバランスシート〕

作成した目的は何ですか。

現行の地方自治法による予算・決算制度は、毎年度の現金の歳入・歳出の額を示すことが主眼となっていますが、本県の財政状況をよりわかりやすく、より多角的に説明するため、一般企業で作成している貸借対照表（バランスシート）とともに、損益計算書に相当する行政コスト計算書を作成しました。

これにより、県の資産や負債などのストック情報や、減価償却費などの非現金支出を含めたすべての行政コストの状況を明らかにし、財政に関する情報を県民にわかりやすく提供することとしました。

行政コスト計算書とバランスシートの関係



作成の基準

総務省の研究会から示された作成手法による。

- 1 対象範囲：普通会計（一般会計及び10特別会計）
（注）水道、病院、競馬などの公営企業会計等は含まない。
- 2 作成の期間(行政コスト計算書)：平成13年度1年間(平成13年4月1日～14年3月31日)
作成の基準日(バランスシート)：平成13年度末(平成14年3月31日)
（注）出納整理期間(4月1日～5月31日)における出納については、作成基準日まで終了したものとみなす。
- 3 基礎数値：行政コスト計算書：平成13年度決算統計(地方財政状況調査)
バランスシート：電算化された昭和44年度以降の決算統計